

令和4年度「美術品DXによる管理適正化・市場活性化推進事業」実施業務 仕様書

1. 件名

令和4年度「美術品DXによる管理適正化・市場活性化推進事業」実施業務

2. 契約期間

契約締結日～令和5年3月31日

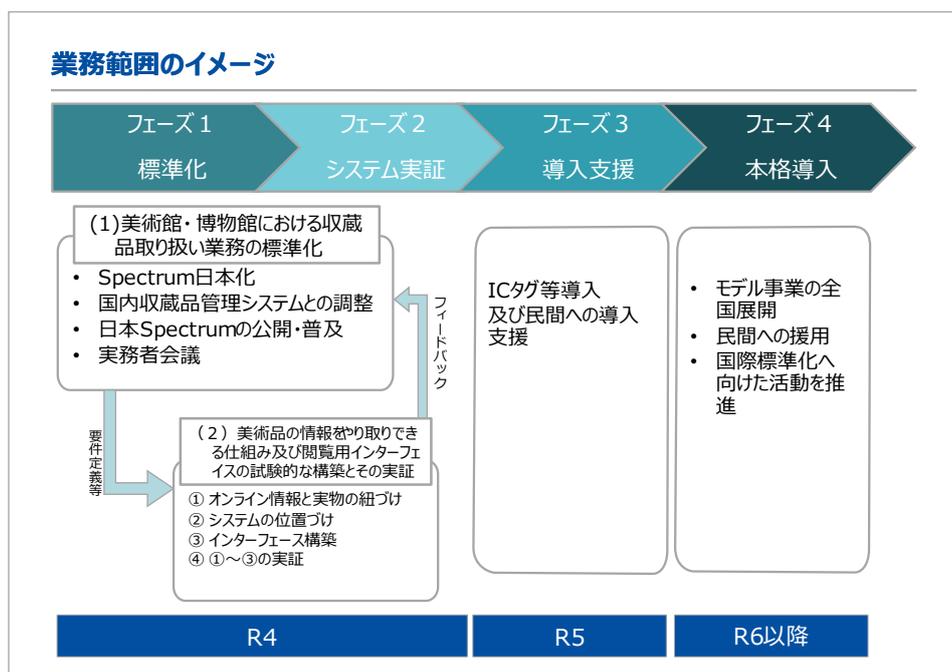
3. 本業務の目的

美術館・博物館における所蔵品の管理の徹底及び民間に所在する美術品の捕捉をDXを通して実現することにより、収蔵品管理の適正化と市場の活性化を促進することを目的とする。

4. 本業務の基本的な考え方

上記の目的達成のため、まず、美術品・文化財の博物館・美術館における管理方法の標準化を図る。次いで、全国的美術館と民間（個人コレクター、企業等）が保有する美術品の情報を、分散的に管理する新たな技術を活用して改ざんが難しい方法で蓄積し、所蔵者の移転や事業者の変更及び災害等、物理的な問題にかかわらず、真正な情報を将来にわたって蓄積できる体制づくりを目指す。あわせて、美術品のトレイサビリティの確保による取引の透明性の向上を図り、より活発な取引市場を作り出すことも目指す。

5. 業務の範囲



(1)美術館・博物館における収蔵品取り扱い業務の標準化

①英国の Collection Trust が管理・運営している収蔵品の管理標準手法の最新版（令和 4 年 7 月現在：Spectrum5.0 (<https://collectionstrust.org.uk/spectrum/>)）の翻訳、ローカライズ、正式版としての認証、②国内収蔵品管理システム開発会社との調整、③公開・国内ミュージアムへの普及、次項で示すシステムとの連携等、一連の業務を④国内主要ミュージアムの担当者を集めた実務者会議を運営し、承認を得ながら実施する。

① 英国の美術品・文化財の取り扱い標準フォーマット Spectrum の日本化

本業務には、以下の業務を含む。

- ・ Collection Trust との調整、英語版 Spectrum の入手
- ・ 日本版 Spectrum を正式版として認証を受けるための諸手続きの準備
- ・ 日本版 Spectrum の内容の実務者会議における調整
- ・ その他、上記に関連する業務

② 国内収蔵品管理システム開発会社との調整

国内で一定以上のシェアを獲得しているシステム開発会社等に働きかけ、以下の項目について実施してもらえるよう調整する。契約期間内に対応が難しい場合は、次期に継続できるよう、引継ぎを行えるようにする。

- ・ 日本版 Spectrum への対応
- ・ 正式な対応システムとしての認証支援
- ・ 次項で示すシステムとの連携等
- ・ その他、上記に関連する業務

③ 日本版 Spectrum の公開・国内普及

次年度以降に実施予定の本業務の準備として、以下の業務を含む。

- ・ オンラインでの公開（Collection Trust のウェブサイトも含む）に向けた準備
- ・ 実装方法の手引きの作成に向けた調整及びコンサルテーション実証（1～2 件程度）準備
- ・ 国内普及に向けた提言の方向性の整理
- ・ その他、上記に関連する業務

④ 実務者会議の開催・運営

上記業務及び事項業務は、実務者からの意見を聞きながら進める。実務者には、東京国立博物館（2 名程度）、国立美術館（1 名程度）、国立科学博物館（1 名程度）、東京都歴史文化財団（2 名程度）、国立歴史民俗博物館（1 名程度）等からなり、内容に

応じて、輸送会社、収蔵品管理システム開発会社、貸倉庫会社、ギャラリー運営者、作家等を加えたメンバーを含む。

8人程度による5回程度の会議謝金（1回1人当たり14,000円）を提案見積りに含めること。また、ヒアリング対象者5人程度への謝金（1回1人当たり14,000円）も併せて提案見積りに含めること。

(2) 美術館・博物館等が所蔵するコレクションとギャラリーやコレクター等、民間に所在する美術品が、同一のフォーマットで情報をやり取りできる仕組み及び閲覧用インターフェイスの試験的な構築とその実証

上記(1)④の議論を経て、下記、①～④を実施する。具体的には、上記(1)で収蔵品等の取り扱い方法の標準化をする美術館・博物館及び民間主体が適切なタイミングかつ①収蔵品等の実物の動きと紐づいた形で、②業務の効率化につながり、情報を蓄積するシステムを構築する。その際、③その情報を秘匿性等のレイヤーごとに閲覧可能な範囲を設定できる仕組みを備えたうえで、実証が可能なように、閲覧用の試験的なインターフェイスを構築する。構築にあたっては、システムの管理・継続の観点から、情報の改ざんが難しく、システムの廃止や所有者の移転等があっても情報が継続される方法をとることが望ましい。受託者は構築するシステムの一部において、実物とオンラインデータを紐づける既存のシステムを活用することを可能とする。

なお、①～③にかかる業務は、(1)④の実務者会議での検討に基づいて進めること。また、④令和4年度は将来の本格導入に向けた試験的な実証段階と位置付け、構築したシステムの運用や普及に向けた問題点の抽出、今後の改善提案等を中心に実施する。

① オンライン情報と実物の紐づけ

A) ICチップ等で実物とオンライン上の情報を1対1で紐づける仕組みの構築

B) 実物で起こった情報の変更を簡単にオンライン情報と紐づける方法の構築

(例えば、実物を移動させたときにその情報を簡単にオンライン上にも反映させる仕組み)。

② 標準化した収蔵品等の取り扱いの中にシステム等への情報の書き込みを明確に位置付ける。詳細は実務者会議での検討を基にするが、現状で考えられるポイントは以下の通り。

A) 収蔵品の取得

B) 収蔵品の収蔵庫からの出し入れ

C) 収蔵品の撮影

D) 収蔵品の展示

E) 収蔵品の貸し出し

F) 収蔵品の修理

G) 収蔵品の輸送の各段階（梱包、搬入、搬出、税関等）

なお、構築するシステムへの書き込みは（1）②で示した美術館・博物館向け収蔵品管理システム等開発会社が開発するシステムから1クリック程度で、簡単に書き込み／書き出しができるように各事業者と各種調整すること。また、必要に応じて、書き込み／書き出しに必要なプログラム等を開発すること。複数のデータベースが使用されている場合においては、それぞれの連携等が可能となる方法を検討すること。

③ 閲覧用インターフェースの構築

上記②のシステムの書き換え不可情報にアクセスできるように、インターフェースを作成する。その際、以下のことに留意する。

A) 情報の公開範囲が異なる、複数のアクセス権を設定できるようにする

B) 一般への公開ができるようにする（ただし、A)にもある通りすべての情報が一般公開されるというのではなく、どのユーザがどの範囲の情報にアクセスするものかは別途検討する（後述参照）。

C) 他の事業者が本情報を活用して、新たなサービスを提供できるようにする

（例：検索当日に草間彌生作品が見られるスポットを地図上に表すサービス、美術館収蔵品をNFT化するサービス等）

D) 将来的に、オンライン上で収蔵品の貸し借り申請や管理状況の確認等が相互の美術館・博物館の枠を超えて実現する仕組みを組み込めるようにする

④ ①～③までの運用に関する実証①～③の実施に当たっては、美術館・博物館等の協力のもと実証を行い、改善点を洗い出すこと。現在想定される主な実証対象は以下の通り。実証対象は文化庁および実務者検討会議と調整のうえ決定するものとする。

A) 美術館・博物館（大規模1～2件程度）

：館内の収蔵品の動きや館をまたいだ移動時の実証

B) 美術館・博物館（中小規模1～2件）：業務の見直し等実証

C) その他、必要に応じて、民間事業者や作家、コレクター等、個人と実証等を行う可能性もある

6. システム等要件

「(2)美術館・博物館等が所蔵するコレクションとギャラリーやコレクター等、民間に所在する美術品が、同一のフォーマットで情報をやり取りできる仕組みの構築及びその情報の閲覧用インターフェースの構築の実証」において、実証的に構築するシステムは、以下の機能を満たすこと。

① 公開機能

- A) 利用者が使いやすい設計とすること。
- B) 現在の平均的な端末機器（スマートフォンを含む）を用いて快適に表示できること。
- C) 利用者の環境にあわせて表示言語を自動的に調整できること。日本国内からのアクセスについては日本語で表示されること。
- D) 利用者の閲覧中の状態(検索結果等の動的な処理も含む)を固定リンクにより再現できること。
- E) メンテナンス等の告知をおこなう手段を備えること。また過去の告知を閲覧できること。
- F) 使い方、利用規約等を記載したページを備えること。

② 管理機能

- A) 告知や利用規約等のコンテンツを管理する画面を用意し、主体認証により管理画面へのアクセスを制限すること。ユーザ ID を発行する管理者と その他のユーザを権限により区別できること。また管理画面へのアクセスを IP アドレスにより制限する機能を備えること。
- B) 編集機能を有する管理者（文化庁関係者を想定）と編集機能は有さないが機密情報にアクセスできるユーザ（美術館関係者を想定）、機密情報にアクセスできないユーザ（一般利用者を想定）を ID 等の付与により、分別できること
- C) 編集中のデータをプレビューする機能を備えること。
- D) 登録された文字データを汎用的なフォーマットで出力できること。
- E) ページビュー数をはじめとするアクセス統計を取得できること。

③ データ連携機能

他のシステムが保有するデータを API 連携等、簡易な仕組みで取得できること。

- ④ ウェブサイト構築にあたっては、以下の最新版の資料を必要に応じて参照し、準拠したものであること。
 - ・ 日本語版 Web サイトガイド (<https://cio.go.jp/guides>)
 - ・ 英語版 Web サイトガイド (<https://cio.go.jp/guides>)
 - ・ 政策目的別 Web サイトガイド (<https://cio.go.jp/guides>)
 - ・ 子ども向け Web サイトガイド (<https://cio.go.jp/guides>)
 - ・ 安全な Web サイトの作り方 (IPA)
- ⑤ ウェブサイト構築にあたって、go.jp の独自ドメインを取得すること。また、ドメイン管理に関しては、内閣官房 IT 総合戦略室作成の最新版のドメイン管理ガイド

(<https://cio.go.jp/guides>) に準拠すること。

⑥ 規模要件

- A) 管理画面のユーザ数は 10 名程度を想定すること。
- B) 収録する項目については実務者会議の議論をもとに決定すること。なお、現在は、日英で作品名、作家名、制作年、所有者、所在地、備考等 10 程度の情報を想定している。

⑦ セキュリティ要件

- A) 受託者は、文部科学省が求める場合は情報セキュリティ監査・情報システム監査等に対応すること。
- B) 受託者は、システムの設計、構築、運用、標準仕様の策定に当たっては次にあげる文書を遵守すること。

- ・ サイバーセキュリティ基本法
- ・ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範
- ・ 政府機関の情報セキュリティ対策統一基準の策定と運用等に関する指針
- ・ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）
- ・ 府省庁対策基準策定のためのガイドライン
- ・ 中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン
- ・ 情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル
- ・ 高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン

※上記文書については、下記 URL を参照のこと。

<http://www.nisc.go.jp/materials/index.html>

また、以下の文書を参照し、同文書に記載された環境から利用できるようなシステムの設計、構築、運用、標準仕様の策定を行うこと。

- ・ 標準仕様書
- ・ 教育情報セキュリティポリシー

※上記文書については、下記 URL を参照のこと。

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm

- C) 情報セキュリティに十分配慮し、改ざんは不正利用を未然に防ぐよう実装すること。独立行政法人情報処理推進機構(IPA)による「安全なウェブサイトの作り方」の最新版に準拠すること。また同別冊「ウェブ健康診断仕様」を用いて脆弱性の有無を検証すること。
- D) アクセシビリティに配慮し、JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 3 部：ウェブコンテ

ンツ」のウェブコンテンツのアクセシビリティ適合レベル AA 準拠を目標とすること。

⑧ Web クライアント

Web サイトはPC、タブレット、スマートフォン等に自動的に最適化するよう、下記のブラウザで適切に表示できること。また作業期間中に新バージョンがリリースされた場合、対応すること。

- Edge 最新版
- Firefox 最新版
- Safari 最新版
- Chrome 最新版

7. 著作権、成果物等の取り扱い

- (1) 本事業の実施に当たり発生した著作権、成果物等については、すべて文化庁に帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施に当たっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。
- (3) 本事業で得られた成果の販売は原則として認めない。ただし、成果の活用等必要がある場合は、個別に相談するものとする。

8. 成果物

本事業の成果物は下記の通りとし、次年度の事業者へのスムーズな継承が可能な状態とすること。

- A) 納入成果物は書面及び電子媒体とする。
- B) 書面での提出書類は、原則としてA4判とし、日本語で記載すること。部数は正1部及び副4部とし、電子媒体を合わせて提出すること。
- C) 電子媒体は下記9.の通りとする。

名称	概要
Spectrum 5.0にかか る関連資料	翻訳テキスト、Collection Trustとの交渉経過報告書、シ ステム要件等、実務者会議議事録
プログラム及びコン テンツ*	開発したプログラム、掲載したコンテンツ一式
管理者アカウントロ グファイル*	管理者アカウントのログファイル
システム設計書	システム方式・構造設計書、データ項目表、データモデル図、 画面遷移図、画面・帳票一覧、外部インターフェイス仕様書、

	データベース設計書、システム構築手順書、バックアップデータ等
運用手順書	運用設計書、運用マニュアル、ミドルウェア設定項目等
テスト報告書	テスト仕様書、テスト計画書、テスト実施報告書等、アクセシビリティ評価報告書
セキュリティ対策報告書	情報セキュリティ設計書、セキュリティ確認ソースコード、利用環境における設定ファイル等テスト報告書等
実証事業報告書及び将来構想設計書	実証事業についての報告書、実証を踏まえた中期的な作業イメージとマスタスケジュール案

*電子媒体のみ納入する

9. 成果物の納入期限・場所・納入形式

- (1) 納入期限 令和5年3月31日
- (2) 納入先 kei-sai@mext.go.jp
- (3) 印刷用紙はA4判縦置き、横置き、左綴じを原則とする。ただし、図表等についてはA4判横置き、A3判横置きも可とする。文字のポイント数は、11ポイント程度とすること。また、分かりやすい構成を心がけ、表紙、目次及びページ番号を付与すること。レイアウト等の書式は原則自由とするが、必要に応じ別途指示することがある。なお電子媒体のファイル形式はMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint又はAdobe PDF形式とする。

10. 検査

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、確認したことをもって検査とする。

11. 特記事項

- (1) 事業の運営・進捗・成果（提出した報告書の内容を含む）等について即時説明のできる体制を整えること。
- (2) 当事業のすべてを再委託することはできない。当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任と役割を示すことができ、適切に遂行できる企業等を選定すること。また、再々委託は原則として認めない。
- (3) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (4) 契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令に基づき、文化庁が行う。

- (5) 一般管理費の算出は、①直近の決算から算出の率、②受託者の内規、③10%の3つを比較して最も低い率で決定すること。
- (6) 一般管理費からは再委託にかかる分は除外すること。
- (7) 人件費は、文化庁委託業務の事務処理について「経費計上の留意事項」に則って算出根拠を明示すること。
- (8) 委託費の支払いにおいて、マイルやポイントの取得は禁止する。
- (9) 額の計上にあたっては、その算出根拠を示し、根拠なく定額で示さないこと。
- (10) 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、「美術品 DX による管理適正化・市場活性化推進事業実施要項」、「文化庁委託業務実施要領」、契約書及び担当官の指示に従うこと。